

6

緑地保全施策の取組みについて

積極的に保全すべき緑地の公表及び緑地保全制度の周知を図るとともに、地域住民及び地権者等の理解と協力並びに開発の動向等を踏まえ、既存法制度及び新たな保全制度の組み合わせにより緑地保全に取り組むことが必要です。

基本的な考え方

○ 保全すべき緑地及び緑地保全制度の公表

緑地保全意識の高揚を図るため、保全すべき緑地の位置を図面で示すとともに、今後実施しようとする緑地保全制度の概要を公表することが重要です。

・ 既存法制度の適用

緑地保全地域、市民緑地、保存樹林などの既存法制度を適用し、緑地保全に取り組むことが必要です。

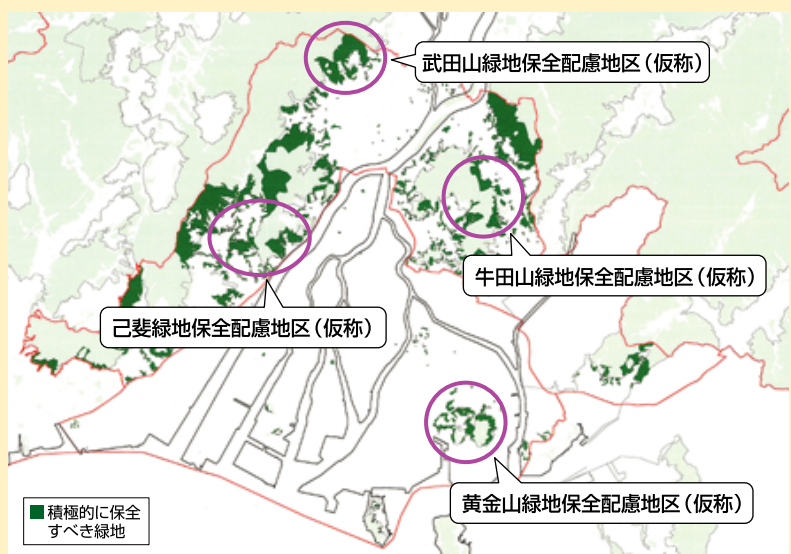
・ 新たな保全制度の創設

早急に緑地保全に取り組むため、財政的負担が大きいかつ実施までに相当の期間を要する既存法制度に代わり、買取等によらない緑地保全制度として、新たに「ふれあい樹林制度（仮称）」を創設し、緑地保全に取り組むことが必要です。

・ 緑地保全配慮地区の指定

緑地保全意識の高揚を図るため、積極的に保全すべき緑地がある程度まとまって存在する区域を緑地保全配慮地区に指定し公表するとともに、この区域において、既存法制度や「ふれあい樹林制度（仮称）」の積極的な適用により保全施策の展開を図ることが必要です。

広島市における緑地保全配慮地区指定のイメージ



○ 青垣山ゾーンの景観及び緑地保全に向けた施策の一体的実施

広島市では平成16年（2004年）3月に、平和都市として個性と魅力ある「ひろしま」の風景を創造するための「広島市の魅力ある風景づくり基本計画」を策定しています。この計画に掲げる重点的風景づくり地区の指定検討地区であるデルタ青垣山地区については、積極的に保全すべき緑地が多く存在していることから、この計画に掲げる施策とあわせて、緑地保全に取り組むことが重要です。

○ 開発事業における緑地保全に向けた対応策の充実

特に市街化区域内にある保全すべき緑地については、宅地開発事業者に対して開発の構想段階から緑地の自然的環境等の情報を提示し緑地保全への協力を求めるなど、指導に取り組むことが必要です。